

第 2 期松山市環境モデル都市行動計画 (案)

別冊

令和 年 月

松山市

促進区域について

(1) 促進区域の設定

促進区域は、表 1-1 に示す 4 つの類型があり、区域を設定することで、地域の環境を保全した上で、地域の脱炭素化と環境・経済・社会的な課題を同時に達成し、地域の目指す将来像の実現に貢献することが期待されます。

それぞれの類型を基に、本市でも国の基準に準じて促進区域を設定します。

設定の類型	内容
① 広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出する。
② 地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成のように再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定する。
③ 公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定する。
④ 事業提案型	事業者・住民等による提案を受けることにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定する。

表 1-1 促進区域の設定例（分類）

(2) 地域脱炭素化促進事業の目標

再生可能エネルギーの導入目標
市内の再生可能エネルギー発電容量 基準：2019（令和 元）年度 209,673kW 目標：2030（令和 12）年度 430,320kW 以上

(3) 促進区域で整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

種類：太陽光発電 規模：全ての規模の施設が対象（建物屋根上に設置するものを除く。）
--

促進区域ごとに、進めるべき地域脱炭素化促進施設に係る再エネの種別や規模を記載することとされています。

本市では、再エネポテンシャルの高い太陽光発電を進める再エネの種類とします。

また、太陽光発電設備の規模については全てを対象規模とします。

(4)促進区域の設定に関する基準

国（環境省）より「促進区域に含めない区域」と「促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項」が示されました（ただし建物の屋根は除く。）。

区域概要	区域内容詳細	根拠法令
環境保全の支障を防止する必要性が高いものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域（許可基準で再エネ設備の立地を原則として認めていない区域）	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
	国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）・・・①	自然公園法
	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区のうち管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）

表1-2 「促進区域に含めない区域」

区域概要	区域内容詳細
1)「表1-2」以外で、環境保全の支障を防止する観点から再エネ設備の立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要な区域について、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	国立公園又は国定公園の地域であって、①以外のもの
	種の保存法第39条第1項に基づく監視地区
	砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地
	地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり等防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
	森林法第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（同法第25条第1項第9号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）
2) 環境保全の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制がなじまないため区域での規制が行われていない事項について、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められること	種の保存法第4条第3項に基づく国内希少野生植物種の生息・生育への支障
	騒音その他の生活環境への支障

表1-3 「促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項」

(5) 促進区域設定に関する基本的な考え方

促進区域の設定に関する基準を踏まえ、本市の促進区域を設定します。市域全体の将来像を描き、まちづくりの一環として促進区域設定を行う上で、地域との合意形成を重視し、土地所有者はもちろん、周辺住民や事業者等と連携して進めるものとしします。

なお、この促進区域はスタートアップとしての役割を担い、今後、市内各地域や事業者との連携・協力を図りながら、促進区域を拡大していきます。また、再エネ導入の進捗状況を踏まえ、随時見直しを行うこととしします。

事業者は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（2020（令和2）年 環境省）」を参考に、環境への適切な配慮を行うこととしします。

ただし、前節「(4) 促進区域の設定に関する基準」の「促進区域に含めることが適切ではない区域」は原則として促進区域から除外しますが、「促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項」については、地域住民等の合意が得られ、かつ環境の保全に支障を及ぼす影響がない場合に限り、再エネ設備の設置を検討します。

(6) 地域の環境保全の取組

促進区域に再エネ設備を設置する場合、対象地区の生活環境に配慮するとともに、周辺の景観要素や生態系に特に留意して設置することとしします。

環境配慮事項 騒音、水象、地形、地質、土地の安定性、反射光、動植物、生態系、景観、埋蔵文化財 等

適正な配慮のための考え方

- ・ 林地境界から設備を一定距離離すこと
- ・ 住宅敷地境界から設備を一定距離離すこと
- ・ 道路境界から設備を一定距離離すこと
- ・ 盛土への設置については配慮すること
- ・ 一定の斜度以上の斜面に設置しないこと
- ・ 施設廃棄の計画の作成、適切な維持管理
- ・ 地上型太陽光パネルの設置の際には植栽などをすること
- ・ 反射光対策、パワーコンディショナー設置による騒音対策
- ・ 埋蔵文化財等については配慮すること 等

(7) 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

本市が主導するエネルギーマネジメントの取組に協力し、地域脱炭素化促進施設から得られた電力を市内住民及び事業者に供給することが求められます。

(8) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

促進区域では、対象施設自体での再エネ利用のほか、災害時の緊急電源としての利用や余剰電力の近隣地域等や他の公共施設への供給を図ります。

また、今後は促進区域での屋根や公共用地に民間投資による再エネ設備の導入や、地域や事業者と連携・協力して促進区域を拡大することで、地域内のエネルギー循環を促し、地域経済の活性化と地域の持続的な発展を推進します。

(9) 促進区域として設定する施設及び場所

表1-4のとおり、本市が管理する施設等を中心に、大規模な太陽光発電設備を設置可能な対象施設・対象地域を促進区域として設定します。

なお、この中で、本市が指定管理や委託及び賃貸しているもの等に関しては、関係者との調整が必要になります。

公有地・施設、エリア等
菅沢町最終処分場
大西谷埋立センター
横谷廃棄物センター
空港周辺地域
島しょ部地域
松山市未利用地（7カ所）



表1-4 「脱炭素化促進区域対象施設・対象地域」